

## 令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

### 1 監査テーマ

「観光施策(関連する施策を含む)に関する財務事務の執行について」

### 2 監査対象期間

令和元年度 (ただし、必要に応じて過年度および令和2年度の一部も対象)

### 3 監査の主な要点

- ◆ 法令等に対する合规性
- ◆ 事業目的達成のための有効性
- ◆ 事務・事業の実施に関する経済性・効率性
- ◆ 他部局との連携を含めた観光施策と、滋賀県基本構想や「健康しが」ツーリズムビジョン2022との整合性
- ◆ 「健康しが」ツーリズムビジョン2022の取組や目標に対する結果についての評価の適切性
- ◆ びわこビジターズビューローの財務事務の執行や管理状況の適切性
- ◆ ここ滋賀の運営状況や費用対効果の検証の適切性

### 4 監査結果の概要

| 監査対象項目        |                | 指摘事項 | 意見  | 計   |
|---------------|----------------|------|-----|-----|
| 全般的事項         | 観光計画           | 3件   | 5件  | 8件  |
|               | 目標設定           | 1件   | 2件  | 3件  |
|               | 観光振興局と他部局等との連携 | -    | 2件  | 2件  |
|               | 個別事業の共通論点      | 4件   | 4件  | 8件  |
| 個別事項          | 個別事業           | 7件   | 50件 | 57件 |
|               | ここ滋賀(ここ滋賀推進事業) | 3件   | 9件  | 12件 |
|               | 人件費            | -    | 2件  | 2件  |
|               | 出張旅費           | 1件   | 1件  | 2件  |
| 合計            |                | 19件  | 75件 | 94件 |
| うち 観光振興局・ここ滋賀 |                | 19件  | 72件 | 91件 |

## 5 監査結果（指摘事項）およびその後の措置状況

### ① 全般的事項

| 項目   | 監査結果（指摘事項）およびその後の措置状況   |
|------|---|
| 観光計画 | <p>(1) 観光消費額単価の成果指標としての設定について（資料 2-2：P1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光消費額 = 観光入込客数 × 観光消費額単価</li> <li>「健康しが」ツーリズムビジョン 2022 において、「観光消費額」と「観光入込客数」は成果指標になっているが、「観光消費額単価」が定められていない。<br/>⇒ 成果指標に「観光消費額単価」を加えるべき。</li> </ul> <p>・令和4年3月末に『健康しが』ツーリズムビジョン2022』を改定し、新たに「シガリズム観光振興ビジョン」を策定。<br/>・「シガリズム観光振興ビジョン」では、観光消費額単価についても成果指標として設定。</p> <p>(2) 観光消費額単価の調査について（資料 2-2：P2）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光消費額単価について、平成 24 年度から平成 30 年度まで、平成 22 年度大規模調査に基づく同一の単価が使用されていた。<br/>⇒ 単価が一定である場合、観光入込客数の増減しか反映されないことから、算定された値が適切に当該年度の観光消費額を反映しているとは言い難い。</li> </ul> <p>・今後は、調査実施の費用対効果を勘案して3年ごとに大規模調査を実施し、観光入込客数と合わせ観光消費額単価についても分析。</p> <p>(3) 「観光統計調査」結果の利用について（資料 2-2：P2）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年度ごとの観光消費額を算定するに際し、直近の大規模調査結果を利用していた。<br/>⇒ 毎年度、大規模調査と同水準の調査を実施した上で、観光消費額を算定すべき。</li> </ul> <p>・大規模調査を実施しない年度においては、直近の大規模調査の単価に消費者物価指数の変動を反映することにより、実態に即した補正を行う。</p> |
| 目標設定 | <p>(1) 上位目標と関連性を有する定量的な目標設定について（資料 2-2：P6）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「健康しが」ツーリズムビジョン 2022 の成果指標と、その実施計画であるアクションプランの個別事業ごとの成果指標の繋がりが判然としないものが散見される。<br/>⇒ 「健康しが」ツーリズムビジョン 2022 における成果指標との関係性を十分に考慮した成果指標をアクションプランで設定・整理すべき。</li> </ul> <p>・令和4年3月に策定した「シガリズム観光振興ビジョン」では、個別事業ごとの成果指標を設けず、成果指標として観光客数・消費額・満足度等の目標値を設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「健康しが」ツーリズムビジョン 2022 の成果指標である観光消費額については、目標年度より 3 年前倒しで達成しており、現状の目標値が低いとも評価できる。<br/>⇒ 成果指標は、達成が容易に可能な目標値とならないよう注意すべき。</li> </ul> <p>・目標値については、容易に達成が可能なものとならないよう留意しつつ、根拠を明確にした上で設定。</p>  |

| 項目                    | 監査結果（指摘事項）およびその後の措置状況   |
|-----------------------|---|
| <p>個別事業の<br/>共通論点</p> | <p><b>(1) 成果指標の設定について（資料 2-2：P 10～13）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「健康しが」ツーリズムビジョン 2022 の令和元年度アクションプランに掲載されている個別事業の成果指標について、実施主体が定める成果指標と内容または目標値の相違がみられた。<br/>⇒県と実施主体で同じ認識（成果指標）を持つべき。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別事業における成果指標を設定する場合は、補助事業者の主体性も尊重しつつ、県と補助事業者で緊密に意思疎通を図り、共通の認識をもって同じ目標を目指すことができるよう設定。</li> </ul> </div> <p><b>(2) 事業費の精算について（資料 2-2：P 17～18）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・びわこビジターズビューローの事務費の案分計算に問題点が見受けられた。<br/>⇒案分計算を行わない事務運営を検討すべきだが、そのような形での検討が難しい場合、①事前に事務費の按分ルールを明確化し、規程として文書化すべき、②複数人により按分ルールに基づいて事務費が按分されていることを確認する体制を構築すべき、③県への実績報告の記載ルールを統一化すべき。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・びわこビジターズビューローにおいて、公認会計士と相談の上、令和3年4月に共通経費(事務費)の按分ルールを制定。</li> <li>・共通経費(事務費)の按分計算は、当規程に基づき行うとともに、複数の職員によるダブルチェックを実施。</li> <li>・県への実績報告については、当按分ルールに基づき金額を計上。</li> </ul> </div> <p><b>(3) 事業報告の検証について（資料 2-2：P 20～21）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業者等の事業実施主体から県は報告を受けているが、十分に検証できていない事例が散見された。<br/>⇒補助金支出の妥当性や必要性の判断のため、可能な限り事業実施主体に資料の提出の要請および検証を行うべき。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業者に対して、必要資料の提出を求め、事業実績やその効果の検証にも努める。</li> </ul> </div> <p><b>(4) 事業内容の変更について（資料 2-2：P 24）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響で補助事業の事業内容が変更されたが、補助対象経費の合計が変更前後で同額となる事例が散見された。<br/>⇒補助対象事業の内容を変更する場合、補助金の交付による効果を慎重に検証するなどし、適正な予算執行を担保すべき。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業の内容の変更等については、補助事業者とも協議の上、その必要性や効果等について、公益上補助が必要か、また最少の経費で最大の効果が挙げられているか等の観点から検証。</li> <li>・今後も引き続き適正な予算執行に努める。</li> </ul> </div> |

②個別事項

| 項目   | 監査結果（指摘事項）およびその後の措置状況  |
|------|--|
| 個別事業 | <p>(1) 【観光イベント推進事業】補助金の適切な執行について(資料 2-2 : P 29)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種イベントに関する補助金について、実質的に既得権益となっている懸念がある。<br/>⇒補助の必要性について、また必要な補助金であれば費用対効果の観点からどれほどの金額が適切であるかについて毎年検討すべき。</li> </ul> <p>・これまでから、毎年度、補助の必要性、補助対象、補助内容等について検討し、必要額を予算計上。<br/>・令和4年度当初予算についても同様に検討し必要額を予算計上。今後も改めて毎年度精査していく。</p> <p>(2) 【観光イベント推進事業】損失補てん積立金について (資料 2-2 : P 30)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・びわ湖大花火大会実行委員会において、損失補てん積立金 18,000 千円が積み立てられているが、積立に係るルールがない。<br/>⇒損失金額の詳細なシミュレーションをもとに、積立金のルールを正式に決定し、計画的な積立となるようにすべき。また、県は、積立金水準の妥当性を十分に吟味したうえで、補助金額の決定を行うべき。</li> </ul> <p>・令和4年3月に同実行委員会において、積立金の透明性を高め、計画的な積立を行うため、積立金のルールを策定。<br/>・今後、県として補助するときは、当ルールを踏まえた上で必要な金額を決定。</p> <p>(3) 【観光イベント推進事業】びわ湖ペーロン実行委員会への補助の必要性について (資料 2-2 : P 31)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他のイベントに比べて明らかに規模が小さく、補助金の必要性があるか疑問である。<br/>⇒補助金の必要性について補助の廃止を含めて検討すべき。</li> </ul> <p>・びわこペーロンについては、テレビや新聞等のマスメディアに多く取り上げられてきたこと等の高い広報効果も含めて総合的に勘案し、県の認知度向上や誘客促進に資することから、補助金を予算計上。</p> <p>(4) 【観光人材育成等地域支援事業】事業費の概算払について(資料 2-2 : P 35)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・びわこビジターズビューローに対し四半期別に補助金を概算払しているが、その根拠となる執行計画が実態と乖離していた。<br/>⇒概算払の必要性を確認すべき。</li> </ul> <p>・補助金の概算払については、事業遂行のために必要であるかの確認を徹底。<br/>・補助事業者から提出された執行計画を精査し、適切に支出。</p> |

| 項目                              | 監査結果（指摘事項）およびその後の措置状況  |
|---------------------------------|--|
| <p>ここ滋賀<br/>（ここ滋賀<br/>推進事業）</p> | <p>(1) 【物品の現物実査について】 改造品の取り扱いについて(資料 2-2：P44)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ディスプレイ什器について、同じ物品が物品管理システムに 13 個登録されていたが、6 個を 1 式とする改造品が 2 式あり、単品が 1 個あった。</li> <li>⇒物品管理システムにおいても 1 式として登録する方法に改善するか、または 6 個で 1 式であることがわかるように枝番で管理すべき。</li> </ul> <p>・令和3年1月に、ディスプレイ什器について、6個で1式であることが分かるように物品管理システムの備考欄に入力。</p> <p>・今後は、適正な物品管理に努める。</p> <p>(2) 【物品の現物実査について】 備品標示票（シール）の貼付について<br/>（資料 2-2：P44）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ここ滋賀 4 連サイネージコントローラーについて、備品標示票（シール）が貼付されていなかった。</li> <li>⇒当該物品について早急に備品標示票（シール）を貼付するとともに、他の物品についても貼付漏れがないか確認すべき。</li> </ul> <p>・令和3年1月に、ここ滋賀4連サイネージコントローラーについて、備品標示表を貼付するとともに、他の物品についても貼付漏れがないか確認。</p> <p>・今後は、適正な物品管理に努める。</p> <p>(3) 【物品の現物実査について（カウンターバック什器）】 使用・保管場所の登録について<br/>（資料 2-2：P45）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンターバック什器について、物品管理システムに使用・保管場所が何も入力されていなかった。</li> <li>⇒物品を取得した際には物品管理システムに使用・保管場所を必ず入力するとともに、入力漏れが発見された場合には使用・保管場所を調査したうえで入力すべき。</li> </ul> <p>・令和3年1月に、カウンターバック什器について、物品管理システムに具体的な使用場所を入力。</p> <p>・今後、物品を取得する場合は、物品管理システムに具体的な使用場所を入力することを徹底。</p> |
| <p>出張旅費</p>                     | <p>(1) 出張に係る復命の徹底について（資料 2-2：P46）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 2 年 3 月の県外出張 5 件のうち 2 件について復命書などは作成されておらず出張が行われた事実を確認することができなかった。</li> <li>⇒文書での復命を徹底すべき。</li> </ul> <p>・指摘を踏まえ、滋賀県職員服務規程を順守した復命を徹底。</p>  |